

○受入れ対象職種について		
1	特定技能外国人の受入れ対象職種は何ですか。	型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げ、表装、とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工の19業務区分です。なお、内装仕上げと表装の特定技能評価試験は同一区分で行われるため、試験区分は18となります。
2	現在受入れ対象となっていない職種があるのはなぜですか。	建設業界では、職種ごとに業界団体（専門工事業団体）が存在していますが、その専門工事業団体の意向等を踏まえながら、受入れ職種を決定しています。 今回の制度では、海外の試験実施等が必要であることから、こうした準備の見通しが立った職種から受入れを開始することにしており、その他の職種についてはまだ準備が整っていないため、現時点では受入れ対象職種にはなっていない、ということです。
3	受入れ対象となっていない職種は、今後受入れ対象となる可能性はありますか。	業界として、特定技能外国人受入れの準備が整えば、受入れ対象職種に追加される見込みです。対象となっていない間は、外国人建設就労者受入事業や技能実習3号を活用することが可能です。
4	外国人に従事させようとする業務が、受入れ対象職種の業務に該当するか、どのように確認したら良いですか。	「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」別表6-2から別表6-19において、受入れ対象職種ごとに業務内容が定義されていますので、ご確認ください。
○技能実習2号修了者の特定技能1号への移行について		
1	技能実習2号を修了しましたが、随時3級の試験には不合格となりました。特定技能に移行することは可能ですか。	法務省ホームページに掲載されている「特定技能外国人の受入れに関する運用要領」（本体）によると、技能実習を行っていたときの実習実施者が、外国人の実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面により、技能実習2号を「良好に修了」したと認めた場合には、特定技能に移行することが可能です。 ただし、特定技能外国人を受入れようとする企業が、当該外国人を技能実習生として受入れていた実習実施者である場合には、原則として、評価調書の提出を省略することができます。
2	技能実習2号で修了した職種と異なる職種の特定技能に移行することは可能ですか。	特定技能に従事しようとする職種の技能試験（特定技能1号評価試験又は技能検定3級の試験）に合格することで可能になります。この場合、日本語能力試験の合格は要件ではありません。
○試験について		
1	特定技能1号評価試験はいつどこで開催されますか。	海外については、ベトナム、フィリピン、インドネシア等での開催に向け、調整中です。また、国内についても、近日中の実施を予定しています。具体的な日程が決まり次第、一般社団法人建設技能人材機構(JAC)のホームページ等で公表します。
2	特定技能1号評価試験の試験内容はどのようなものですか。	試験は、学科試験と実技試験で構成されています。試験水準は技能検定3級相当の水準で、初級の技能者が通常有すべき技能と知識を問うものとなっています。試験範囲等の詳細については、試験を実施する一般社団法人建設技能人材機構(JAC)がホームページ等で公表していますので、ご確認ください。
○建設特定技能受入計画の認定申請について		
1	建設特定技能受入計画の申請はいつすれば良いですか。	建設特定技能受入計画の申請は、原則として、第2号技能実習を良好に修了した者に係るものについて受け付けることとしています。ただし、申請時点において、現に技能実習生として実習中の者についても、第2号技能実習を1年6か月以上実施しており、修了の見込みがある場合には、建設特定技能受入計画を申請することが可能です。

2	建設特定技能受入計画の申請から認定までの期間はどれくらいが見込まれますか。	申請から認定までは1ヶ月半～2ヶ月を見込んでおりますが、申請状況や提出いただいた計画の内容によって変動します。
3	建設特定技能受入計画のオンライン申請は受入企業以外の者が行ってもよいですか。	本人が作成する場合を除き、官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、弁護士（法人）・行政書士（法人）を除き、法律で禁じられています。このため、本申請手続の代理については、弁護士（法人）又は行政書士（法人）に限ります。 ただし、その際も初めの利用者仮登録は必ず受入企業のメールアドレスから登録し、ID・パスワードは受入企業が把握できる状態にしておいてください。
○建設特定技能受入計画の認定要件について		
1	特定技能外国人の賃金は、いくらに設定すれば良いですか。	特定技能外国人と同等の技能を有する日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。 また、特定技能外国人は、既に一定程度の経験又は技能等を有していることから、第2号技能実習生の報酬額を上回るものでなければなりませんし、同じ企業で外国人建設就労者を雇用している場合には、当該外国人建設就労者と同額以上の報酬でなければなりません。 なお、上記の基準を満たしたとしても、事業所が存する圏域内及び全国における同一又は類似職種の賃金水準と比較して低いと判断される場合には、報酬予定額を設定し直して頂くこともありますので、ご注意ください。
2	月給制とのことですが、日給月給制でも構わないのですか。	月給制とは、「1カ月単位で算定される額」（基本給、毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計）で報酬が支給されるものを指します。働く日数に応じて報酬が毎月変わるような日給月給制は認められません。
3	比較対象となる同等の技能を有する日本人がいない場合、どうしたら良いですか。	特定技能外国人と同じ職種の日本人労働者を参考に、適切に報酬額を設定してください。なお、参考にする日本人労働者が同じ職種であっても、当該日本人労働者が年金受給者であったり、定年後の再雇用者であったりする等、経験年数が大きく離れている場合には参考とすることができません。 その場合には、周辺地域における建設技能者の平均賃金や設計労務単価等を参考にしつつ、就業規則や賃金規程に基づき、3年程度又は5年程度の経験を積んだ者に支払われるべき報酬の額から適切に設定してください。
4	必ず昇給させなければならないのですか。	建設分野の特定技能制度においては、告示（平成31年国土交通省告示第357号）第3条第3項第2号により、技能の習熟に応じて昇給させることが必須となっています。受入計画にはその昇給見込額や昇給条件（例：実務経験年数、資格・技能検定を取得した場合、建設キャリアアップシステムのレベルが上がった場合など）を明記してください。
5	特定技能外国人への報酬の支払いについては、口座振り込みでなければいけないのですか。	建設分野の特定技能制度においては、告示（平成31年国土交通省告示第357号）第3条第3項第2号により、報酬を安定的に支払うことが義務づけられています。国土交通省において、報酬が安定的に支払われているかを着実に把握するため、口座振り込みでの支払いをお願いしております。なお、口座振り込みで支払いをする場合は、労働者（特定技能外国人）の確認と同意を得て雇用条件書を締結するようにしてください。
6	建設キャリアアップシステムの登録は、いつまでに済ませるのですか。	外国人を雇用する受入企業の方の事業者登録は、受入計画を国土交通省に認定申請するまでに済ませておくことが必要です。外国人の技能者登録については、特定技能外国人になるようとする者が①日本に在留している場合は、認定申請時に、②海外に在留している場合は、原則として入国後1か月以内に、受入報告とともに国土交通省に建設キャリアアップカードの写しを提出する必要があります。

7	建設業許可の種類と特定技能外国人が従事する職種とが一致していない場合、新たに該当職種の建設業許可をとる必要がありますか。	建設業許可の種類と特定技能外国人が従事する職種の職種名が一致していなくても問題ありません。何らかの建設業の許可をお持ちであれば、改めて特定技能の職種と同じ種類の建設業許可をとる必要はありません。
8	国内人材確保の取組みについて、ハローワークの求人票の添付は必須なのでしょうか。求人誌や求人サイトでの人材募集で代替することはできませんか。	ハローワークの求人票の添付は必須となっています。建設分野では、職業安定法により、建設業務に就く労働者の有料職業紹介が禁止されているため、求人誌や求人サイトによる有料の職業紹介は違法となっていますので代替できません。
9	ハローワークの求人票はどのような内容のものでも良いのでしょうか。	以下の4つの条件を満たしている必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人と同じ職種の求人であること ・特定技能外国人と同程度の処遇・待遇の求人であること ・建設特定技能受入計画の申請日から起算して1年以内の求人であること ・いわゆる空求人（求人後すぐに求人を取り下げの場合等が当てはまります）でないこと
○JACについて		
1	一般社団法人建設技能人材機構(JAC)の会員になるためには、どうしたら良いですか。	JACの正会員である建設業者団体に加入するか、JACに賛助会員として直接加入するか、いずれかを選択してください。詳しくは、JACのホームページをご覧ください。JACまでお問合せください。
2	「特定技能受入事業実施法人（一般社団法人建設技能人材機構(JAC)）」と「登録支援機関」の役割の違いは何ですか。	特定技能受入事業実施法人は、外国人の教育訓練、技能試験実施、人材紹介、適正な就労環境確保のための措置などを行う法人です。建設分野独自の措置であり、特定技能外国人を受入れる企業は必ず加入する必要があります。 「登録支援機関」は、入管法に基づき分野横断的に設けられる仕組みで、入国後の外国人への生活支援や、受入企業の手続代行などの事務を行う者として法務大臣の登録を受けたものです。特定技能外国人を受入れる企業は任意で登録支援機関に委託して各種支援を受けることが可能です。
3	登録支援機関は、特定技能受入事業実施法人（一般社団法人建設技能人材機構(JAC)）に加入する必要がありますか。	加入は義務ではありません。 賛助会員となるメリットとしては、建設分野の受入企業に対して支援サービスを適正な対価で提供する機関であることが明確になる、最新の情報を共有できる、といったことが挙げられます。
○特定技能外国人の受入開始後について		
1	特定技能外国人を受入れた後の国土交通省への報告等の手続きを教えてください。	特定技能外国人の受入れを開始したら、原則として1か月以内に「外国人就労監視システム」のポータルサイト (https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/) より受入報告を行ってください。建設特定技能受入計画の認定申請時に、建設キャリアアップカードの写しを提出していない場合には、併せて建設キャリアアップカードの写しも提出してください。 また、受入れた特定技能外国人が帰国した場合や、他社へ転職した場合、倒産により雇用継続ができなくなった場合も、オンラインで国土交通省に報告する必要があります。
2	受入れ後、現場入場はどのようにしたら良いですか。	受入企業が下請負人である場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者（元請建設業者）からの、「特定技能制度及び建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」に基づく指導に従い、現場入場届出書の提出を行ってください。

3	<p>現場入場届出書の様式はどこに掲載されていますか。また、特定技能外国人に限らず全ての在留資格の外国人が入場する際に提出する必要があるのでしょうか。</p>	<p>様式は国土交通省のHP (https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000084.html) に掲載されています。本様式の届出書の提出が求められているのは、在留資格「特定技能」の特定技能外国人および在留資格「特定活動」の外国人建設就労者が現場に入場する場合のみです。その他の在留資格（例：「定住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「技能実習」）の方については、本様式の届出書の対象ではありません。</p>
4	<p>現場入場届出書を提出する際は、届出書の様式だけ提出すればよいですか。</p>	<p>現場入場届出書には、下記書類の写し各1部を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設特定技能受入計画認定証（別紙「建設特定技能 受入計画に関する事項」を含む） 2. パスポート（国籍、氏名等と在留許可のある部分） 3. 在留カード 4. 受入企業と特定技能外国人との間の雇用条件書 5. 特定技能外国人の建設キャリアアップシステムカード